

提供年月日	令和7年1月24日
担当部課	教育委員会文化財保護課
担当者	福 永
連絡先電話番号	077-589-6436

野洲市文化財保存活用地域計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

1. 目的

本市では、地域で大切に守り伝えられてきた歴史文化や文化財を次世代に受け継ぎ、魅力ある野洲市の地域づくりへと繋げるべく、本市文化財行政の総合的計画となる「野洲市文化財保存活用地域計画」を策定します。計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間です。つきましては、この計画の策定にあたり、市民の皆さまからの意見を募集します。

2. 閲覧期間

令和7年1月23日（木）～令和7年2月14日（金） 23日間

※ただし、各施設での閲覧等については、執務及び開館時間内に限ります。

3. 閲覧場所

北部合同庁舎文化財保護課・市役所本館情報公開コーナー・野洲図書館・各コミュニティセンター（コミセンきたのを除く）・人権センター・市民交流センター・歴史民俗博物館

※市ホームページでも見ることができます。

4. 意見の提出

（提出方法）住所・氏名・電話連絡・意見（様式自由）を記入の上、閲覧期間内に文化財保護課へ持参、郵送、ファックス、Eメールのいずれかで提出してください。

（提出先）〒520-2492 野洲市西河原 2400 番地 北部合同庁舎 2 階 文化財保護課
電話；077-589-6436 FAX；077-589-5444 Eメール；bunkazai@city.yasu.lg.jp

5. 意見の公表

提出のあった意見等については個別の回答は行いません。後日、意見に対する回答を市ホームページで公表します。

野洲市文化財保存活用地域計画（案）

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法にもとづく、野洲市における文化財の保存と活用に関する法定計画です。

野洲市の宝であり、市民の誇りである文化財を地域全体で守り、活用していくため、市が目指す将来ビジョンや長期的な方針、今後10年間で取り組む具体的な事業などを定めます。

計画の対象：文化財保護法に位置付けられた文化財のみならず、地域で大切に守り、受け継がれてきた文化的所産を幅広く対象とする→指定に関わらず、地域の“**たからもの**”である**未指定文化財**や**地域資産**も対象

計画の期間：計画の作成後、概ね10年間。（5年後に中間見直しを予定）

計画の担い手：本市行政、地域、関係団体等の多様な担い手が一体となり、地域社会総がかりで取り組む体制を構築します。



歴史文化

野洲市文化財保存活用地域計画の構成

序章

（計画作成の背景と目的、計画期間、用語の定義など）

第1章 野洲市の概要

- （1）自然的・地理的環境
- （2）社会的状況
- （3）歴史的背景

→野洲市の文化財がどのような環境や社会的状況で生まれたか、文化財にはどのような歴史的背景があるかを記述。

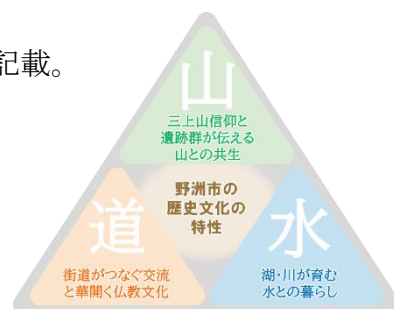
第2章 野洲市の文化財の概要

- （1）指定文化財
- （2）未指定文化財

→野洲市にどのような指定文化財があるか、また、未指定文化財も「地域の宝」として位置づけ、どのようなものがあるかを記述。

第3章 野洲市の歴史文化の特性

- 第1章、第2章を踏まえ野洲市固有の歴史や文化にまつわる特性を記載。
- ①三上山信仰と遺跡群が伝える**山**との共生（御上神社や銅鐸など）
- ②**街道**がつなぐ交流と華開く仏教文化（朝鮮人街道や錦織寺など）
- ③湖・川が育む**水**との暮らし（八ヶ崎神事や琵琶湖など）



第4章 文化財に関する既往の把握調査と課題

- 野洲市内を対象として国・都道府県・市町村・大学等の研究機関等が実施してきた把握調査を整理して記載。
- 文化財の類型ごとに既往の把握調査の状況を記載し一覧表にまとめることで調査が不足している部分を明らかにし、第6章以降に課題や今後の方針を記載。

第5章 文化財の保存・活用に関する将来像

- 野洲市の状況や歴史文化の特性を踏まえて、文化財の保存・活用に関する目標(将来像)やそれを実現するための方向性を整理し、記載。

【野洲市の将来像】

文化財がつなぐ市民と自然・歴史文化が共栄するまち



【基本目標】

1. 文化財の価値・魅力を明らかにし、文化財をまもりゆく『土台づくり』

2. 文化財の魅力を活かした『地域づくりへの貢献』

3. 文化財を通じて人や地域がつながり『みらいへと紡ぐ』

第6章 文化財の保存・活用に関する課題及び方針

- (1) これまでの保存・活用の取り組み
 - 野洲市が行ってきた取り組みを振り返り、不足している課題等を見つけるため記載。
- (2) 文化財の保存・活用に関する課題
 - 第5章で示した将来像を実現するうえで、直面する文化財の保存・活用に関する課題を方向性に沿って記載。
- (3) 文化財の保存・活用の方針
 - 個別の課題に対応する取り組みの方針を記載する。

第7章 文化財の保存・活用に関する課題

- 第6章の方針を踏まえ、計画期間中に行う文化財の調査・指定等、維持管理、環境整備、修理、防災・防犯対策、情報発信、普及啓発や人材育成、原材料確保など具体的な実施計画を一覧として記載。また、取り組み期間やその主体に関しても記載する。

第8章 文化財の保存・活用の推進体制

- 第7章での措置の取り組み主体を基本に文化財担当部局や関係部局の関連業務について記載。また、実際に今回の措置に対応する各主体の体制も具体化する。

◆基本目標の達成に向けた視点・課題・方針の整理◆

1. 文化財の価値・魅力を明らかにし、文化財をまもりゆく『土台づくり』

視点・課題・方針1：文化財を「理解する」（文化財の調査・研究）

- …①文化財の総合把握調査 ②文化財の価値を高める（専門的）調査と研究

視点・課題・方針2：文化財を「保つ」（文化財の保存・管理）

- …①史跡・名勝の保全整備 ②指定文化財の保存修理・整備

視点・課題・方針3：文化財を「守る」

- …①文化財の防災・防犯・鳥獣対策の体制
②文化財の防災・防犯・鳥獣対策に対する市民意識醸成

2. 文化財の魅力を活かした『地域づくりへの貢献』

視点・課題・方針4：文化財を「共有する」（文化財の魅力と情報の発信・公開）

- …①文化財の収蔵施設・公開施設の整備 ②市内外への情報発信

視点・課題・方針5：文化財を「活かす」（文化財を活かした地域振興・観光振興）

- …①文化財と観光との連携強化 ②観光客受け入れ体制の強化
③歴史文化や文化財を活かした地域づくり

3. 文化財を通じて人や地域がつながり『みらいへと紡ぐ』

視点・課題・方針6：文化財を「継ぐ」（文化財に係る人材育成・後継者育成）

- …①担い手育成と後継者の確保 ②地域や子どもたちへの学習機会創出

視点・課題・方針7：文化財を「支える」（多様な主体との連携体制・組織体制の仕組み）

- …①文化財に係る包括的な連携体制の構築
②推進体制の整備と協力体制の強化 ③財源の確保と支援策の検討